

事 務 連 絡  
令和 7 年 1 月 1 0 日

関係団体の長 殿

島根労働局総務部労働保険徴収室長

島根労働局労働基準部労災補償課長

建設業における資材置場・倉庫等の片づけ、整理作業等での作業に係る  
労災保険の適用について

労働行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設工事現場以外の資材置場・倉庫等における作業の保険関係につきましては下記の取扱いとしていますが、建設工事現場での作業に係る労災保険（いわゆる現場労災）による申告、保険給付請求が行われる事例もみられるところです。

つきましては、下記の取扱いについてご了解いただくとともに、別添リーフレット等をご活用いただき、傘下会員事業場等に対してご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、別添リーフレットについて、島根労働局ホームページに掲載していますので、ダウンロードいただき、ご活用ください。

おって、御不明な点がありましたら、成立手続きに関することにつきましては島根労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署、労災給付に関することにつきましては島根労働局労災補償課または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせ下さい。

記

- 1 自社の資材置場や倉庫における片づけ、工具整理等については、恒常的な作業であるため、特定の工事現場に付随する作業でない限り有期事業にあらず、自社の事務所分保険（以下「事務所労災」という。）に含めた取扱いとなります。
- 2 自社の資材置場や倉庫における片づけ、工具整理等に従事する労働者がいるものの、事務所労災の加入手続きをしていない場合は、速やかに保険関係を成立する必要があります。
- 3 自社の資材置場や倉庫における片づけ、工具整理等に従事する労働者がいない場合は、事務所労災の加入手続きをする必要はありません。
- 4 特定の工事現場に付随する作業での労災事故は、従前どおり元請事業場の労働保険番号により保険給付を行います。